

当院を受診される患者さまへ

令和6年6月の診療報酬改定に基づき、施設基準等で定められている保険医療機関の書面掲示事項について掲載し、ウェブサイト上公開しております。

【明細書発行体制等加算】

医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望しない患者様は、会計の際にお申し付けください。

【夜間早朝等加算】

月・火・金曜日9時～12時半/14時～18時、水・木曜日9時～12時半、土曜日9時～12時を診療時間と定めています。厚生労働省の規定により、平日18時以および土曜日12時以降は「夜間早朝等加算」50点が適用されます。

また、上記診療時間外に診療を行った場合には、時間外・休日・深夜等の加算が適用されます。

【外来感染対策向上加算】

院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・当院は新興感染症の発生時に自治体の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する「第二種協定指定医療機関」に指定されています。
- ・感染管理者である院長を中心に職員一同院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を定期的実施します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の方と空間、時間を分けた発熱外来にて対応させていただきます。
- ・標準的感染予防対策を踏まえた院内対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれにそって院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスをアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。
- ・当院は受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者さんの受け入れを行います。

【一般名処方加算】

後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

・当院では、後発医薬品のあるお薬については、患者様にご説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした『一般名処方』（一般的な名称により処方箋を発行）を行う場合があります。

・一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方について、ご不明な点がございましたらお気軽にお声がけください。

【医療情報取得加算】

オンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用する為マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

【医療DX推進体制整備加算】

医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するためオンライン資格確認や電子処方箋のデータ等から取得する情報を活用して診療を行っております。

【時間外対応加算3】

「かかりつけ医」としての取り組みを行っており、再診時に「時間外対応加算3」（患者様1名につき1回3点）を算定させていただいております。通院中の患者様に対し、診療時間外に緊急の相談がある場合に電話等での問い合わせに対応できる体制を整えております。診療時間外の夜間の数時間に、やむを得ない事由により、電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、可能な限り、速やかに対応することができる体制をとっています。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは「時間外の対応について体制を整備している」ことに対する加算ですので、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、ご来院される時間にかかわらず、すべての患者様に算定することとされています。

【生活習慣病管理料】

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動、喫煙、飲酒および服薬などの生活習慣に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名(サイン)をいただく必要があります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

【ベースアップ評価料】

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するために、当クリニックも2025年4月よりベースアップ評価料を算定させていただきます。これにより患者様の診療費の負担が上がる場合がありますが、これはスタッフの賃上げにすべて充てられます。

【医薬品の自己負担の新たな仕組み】

令和6年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬について、患者様のご希望で先発医薬品を処方・調剤する場合には、特別の料金をご負担いただきます。この特別料金は、先発医薬品と後発医薬品の薬価差額の4分の1相当額で、通常の医療保険の自己負担分とあわせてお支払いいただきます。

ただし、医師が医療上の必要性があると判断した場合には、この特別料金は発生いたしません。

詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。